

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2019年6月20日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	19c00417000000
調達件名	2019年度課題別研修「道路行政」
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	研修委託業務概要による
履行期間	2019年9月中旬 ～ 2020年3月下旬
選定方法	参加意思確認公募（詳細は研修委託業務概要による）
特定者	一般社団法人 国際建設技術協会
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および研修委託業務概要に記載の参加要件に該当すること。
競争参加資格確認申請期限	2019年7月11日 17時00分
契約担当部署	東京国際センター経済基盤開発・環境課 電話番号：03-3485-7659 メールアドレス：ticttee@jica.go.jp, Inoue.Tatsuaki@jica.go.jp
その他	その他詳細は研修委託業務概要による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
-----------	---

以上

2019 年度課題別研修
「道路行政」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下、JICA東京）は以下の業務について、参加意思確認書（様式1もしくは様式2）の提出を公募します。

本業務は、道路行政を担う政府及び政府関係機関の職員を対象に、道路計画・整備・維持管理に関する能力の向上を図ることを目的とした研修を本邦にて行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 国際建設技術協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、建設技術に関する調査・研究や海外の公共事業関連調査等を行うことにより、コンサルティング・エンジニアの海外活動の発展と国際協力の推進および国際化支援や国際交流などの国際相互理解の促進を図ることを目的とした組織であり、これまで JICA および省庁の研修業務委託を受けた経験が豊富です。また、特定者は 2010 年度から 2012 年度及び 2014 年度から 2018 年度まで、本課題別研修の受託機関となっており、本研修受け入れに関するノウハウを十分に有しています。

以上の理由により、本研修の実施に必要な技術、指導能力及び関係機関との円滑な業務調整能力の双方を有する機関と推定されることから、以下の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1. 業務内容

(1) 業務名：

2019 年度 課題別研修「道路行政」(201984548J002) コース研修委託業務

(2) 担当部署：JICA 東京 経済基盤開発・環境課

(3) 業務内容：「研修委託業務概要」(別添) のとおり

(4) 受入期間

2019 年 11 月中旬～2019 年 12 月中旬（予定）

(5) 契約履行期間

2019 年 9 月中旬～2020 年 3 月下旬（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- ④ 日本国で試行されている法律に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ① 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ② 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- ③ 道路整備における計画・建設・維持管理に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。
- ④ 案件受託上の条件として、2019 年度案件を第 1 回目として受託し、2021 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2019 年度案件を受託した者とは、業務実施状況等に特段の問題がない限り、2021 年度案件まで随意契約を行う予定です。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出（様式 1、2）	提出期間	2019 年 7 月 11 日（木）17 時まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、2（1）応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可） ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参、郵送、又はメール（※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は提出期限必着。メールの場合は、下記（4）記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2019 年 7 月 16 日（火）まで
	通知方法	郵送、又はメール
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	持参、郵送、又はメール（※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は提出期限必着。メールの場合は、

		下記（４）記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2019年7月23日（火）12時まで
	回答発送日	2019年7月30日（火）
	回答方法	郵送、又はメール
（４）提出場所・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課（担当：井上） 電話：03-3485-7659 tictree@jica.go.jp, Inoue.Tatsuaki@jica.go.jp	

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成31・32・33年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近1か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その3の3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式3）

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールで担当者へ一報願います。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続を中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 契約書作成の要否：要
- (12) 共同企業体の結成：認めます。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

(14) 情報公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知ください。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近 3 か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から 1 か月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくこととなります。

以 上

2019 年度課題別研修 「道路行政」研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【研修コース名】

課題別研修「道路行政」

【背景】

道路は人びとの生活や産業活動に必要不可欠なインフラである。途上国におけるインフラは、非常に低い水準に留まっており、先進国との間に巨大な「インフラ・ギャップ」が生じている。道路もその例外ではなく、その整備需要は極めて大きい。

道路は、都市・地域の形態や交通状況・沿道状況に対応し、安全性・円滑性・快適性・利便性を確保できることが必要であり、効率的・効果的な計画を行うことが求められている。本研修は、開発途上国で道路計画の策定に従事する政府／政府関係機関の中堅技術者の道路計画策定能力が向上し、道路行政にかかる各種基準の整備や運用・監督体制の確立に資することを目的に実施する。

【案件目標】

参加者出身国の道路行政における道路計画、整備、維持管理の改善案が作成される。

【研修で達成される成果】

研修を通じ、以下を習得することを目標とする。

- (1) 道路計画のプロセス及び考慮すべき事項が理解される。
- (2) 道路整備の効果及び事業評価の方法が理解される。
- (3) 道路構造物計画（舗装、橋梁を含む）のプロセス及び考慮すべき事項が理解される。
- (4) 自国の道路行政にかかる課題に対する改善案を提案できる。

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2019年11月中旬から2019年12月中旬まで（4週間）

技術研修期間：2019年11月中旬から2019年12月中旬まで

【対象国】（予定）

フィリピン、ラオス、東ティモール、キルギス、ベトナム、マラウイ、ベナン、コートジボワール、モザンビーク、南スーダン、タジキスタン、ミャンマー、モーリタニア、ルワンダ、コンゴ民主共和国（15ヶ国）

【人数】（予定）

15名（研修対象国の中から選考する。応募状況や選考の過程で数名の増減あり）

【対象研修員】

道路行政を担う政府及び政府関係機関の職員で、原則以下の全ての項目を満たしている者

- (1) 現在、政府または政府関係機関において、道路計画に従事する技術職の中堅職員で、将来指導的立場になることが期待される者
- (2) 大学（土木分野）卒業または同等の学力を有する者
- (3) 十分な英語力（会話・記述）を備えている者
- (4) 心身ともに研修に適した健康状態である者
- (5) 所定の手続きに従って政府の推薦を受けて応募した者

【使用言語】

英語

（講義等は日本語で実施し、当機構登録の研修監理員が日本語・英語間の通訳を行う）

【研修概要】**(1) 事前プログラム（来日前2ヶ月間）**

研修員は自国の道路整備の現状と課題を分析し、カンントリーレポートを作成する。来日後、レポート発表および質疑を行い、関係者間で情報を共有する。

(2) 本邦プログラム（技術研修期間）

以下の研修を講義・演習・視察等により実施する。

- ・カンントリーレポートの発表、ディスカッション
- ・日本の道路行政、道路交通経済、道路防災
- ・道路網計画
- ・道路路線計画
- ・道路構造物計画
- ・道路交通需要予測
- ・環境影響評価
- ・道路建設工事
- ・道路塗装計画
- ・道路トンネル計画
- ・ITS

【研修付帯プログラム】

- (1) ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間
- (2) プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：0.5日間
- (3) 評価会、閉講式：0.5日間

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 各種発表会の実施への協力
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑬ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成

- ③ 情報配置報告書作成
- ④ 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

2019年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2019年度 課題別研修「道路行政」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以 上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2019年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2019年度 課題別研修「道路行政」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以 上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2019 年度 課題別研修「道路行政」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代表者氏名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上